

大阪市告示第1810号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立 東淀川屋内プール 水泳場	令和7年1月5日（日）から同年2月28日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）